

答 申 第 7 号

平成29年12月13日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会

会長 力 宗 幸 男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成29年12月13日付兵後広第678号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

個人情報の提供の制限に関する例外事項について

(条例第8条「提供の制限」に関して)

次の類型に該当する事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き包括的に承認したものととして、今後、個別に当審査会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断が付きがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審査会の意見を求めること。

#### 1 類型


公益上の必要から、以下のアからウまでのいずれかに該当する訴訟又は審査請求において、貴広域連合が保有する個人情報を裁判所（貴広域連合以外の訴訟の当事者を含む）又は審査庁（審査請求人を含む）に提供する場合。

ただし、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができず、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

ア 貴広域連合が訴えを提起する不当利得返還請求又は損害賠償請求の訴訟

イ 貴広域連合の処分の取消し又は無効等の確認を求める訴訟

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項に規定する貴広域連合の処分についての審査請求



2 理由

当事者である貴広域連合が、その主張立証を十分に尽くすことで事実関係を正確に反映させ公正かつ妥当な争訟を遂行するためには、個人の権利利益の保護とを比較衡量したうえで、その収集の目的にかかわらず個人情報を含む資料を裁判所（貴広域連合以外の訴訟の当事者を含む）又は審査庁（審査請求人を含む）に提出することは、公益上の必要性が認められるため。

3 提供する個人情報の保護のための必要な措置

診療報酬明細書等のプライバシー性の高い情報を提供する場合には、例えば、当該訴訟又は審査請求とは関係のない傷病名や診療内容等をマスキングして提供するなど慎重に取り扱うこと。